

わが国におけるドーピング違反事例の実情と対策

浅川 伸

Current Situation and Measures to Promote Anti-Doping Activities in Japan

Shin ASAKAWA

*Japan Anti-Doping Agency, c/o Japan Institute of Sports Sciences,
3-15-1 Nishigaoka, Kita-ku, Tokyo 115-0056, Japan*

(Received August 31, 2011)

After the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan has ratified the UNESCO “International Convention Fight against Doping in Sport” in December 2006, the government increased its support to Anti-Doping activities. About 5 years ago, the total number of doping control samples a year in Japan was around 2000, and this number was not enough to demonstrate Japanese athletes’ cleanness to the rest of the world. However, after the government’s ratification of the UNESCO international convention, the government increased its support both financially and politically. By receiving the increased support from the government, testing number has increased and reached 5000 samples a year. 5 years ago, our target athletes range was only international level athletes who compete in the Olympics or international events. As we expanded our testing numbers, the target range of the athletes was also expanded and national level athletes also became our targets. As a result, athletes without having adequate knowledge about anti-doping regulations became our target. This situation caused inadvertent anti-doping rule violation cases. Most of those anti-doping rule violations were the result of taking over-the-counter medicines, *etc.* In order to cope with those inadvertent anti-doping rule violation problems, we, Japan Anti-Doping Agency launched “Sport Pharmacist Project” in cooperation with Japan Pharmaceutical Association. In this project, we provide anti-doping information/regulation to the pharmacists and make those pharmacists knowledgeable about the current anti-doping rules and regulations.

Key words—anti-doping; inadvertent anti-doping rule violation; pharmacist; sports pharmacist

2006年12月に、文部科学省によりUNESCOの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(UNESCO国際規約)が締結されて以降、わが国におけるドーピング防止活動は、行政のバックアップを受けながら急速にその活動の範囲を拡大し、質の向上が図られてきた。

旧来、わが国のドーピング検査実施件数は、年間2000検体未満程度であったことから、諸外国に比べて、検査実績が少ないことが指摘されていた。しかしながら、上述の通り、UNESCO国際規約が締結され、公的財源による支援をうけることが可能となったことを受け、ドーピング検査実施件数は毎年増大し、現在では年間5000検体を上回る検査が実

施されるようになってきている。

検査件数が増大されたことにより、ドーピング検査の対象は、日本を代表するようなトップレベルの競技者が参加する競技会だけではなく、国内レベルの競技者が参加する競技会においてもドーピング検査が実施されることとなり、その対象範囲が拡大された。同時に、対象となる競技種目についても、旧来のオリンピック種目中心の取り組みから、その他の競技種目にも拡大されることとなった。その結果、ドーピング防止規則に関して十分な情報が行き渡っていない環境にある競技者がドーピング検査の対象となり、感冒薬などの使用が原因でドーピング防止規則違反が問われる結果が数多く発生している。

わが国におけるドーピング陽性事例は、Table 1の通りである。

これら陽性件数のうち、多くの事例は、競技者に対してドーピング防止規則及び薬に関する適切な情報が提供されていれば、違反となることを防ぐこと

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (〒115-0056 東京都北区西が丘 3-15-1 国立スポーツ科学センター内)

e-mail: s.asakawa@playtruejapan.org

本総説は、日本薬学会第131年会シンポジウム S36 で発表したものを中心に記述したものである。

Table 1. Number of Doping Control Tests vs. Positives

Year	Total Number of Samples	Positives	% of Positives
2006	4141	5	0.12
2007	4479	8	0.18
2008	4901	10	0.20
2009	5449	3	0.05
2010	5529	5	0.09

ができたと考えられる内容である。わが国におけるドーピング違反事例の特徴として、ドーピングによる競技力向上を意図していない、いわゆる「うっかりドーピング」が多いということが挙げられる。

このような「うっかりドーピング」が発生することを予防する対策として、ドーピング防止規則を把握し、薬の服用に関して適切なアドバイスを提供することができる人材の育成が急務となっている。

また、ドーピング防止規則では、すべての薬が禁止されている訳ではなく、様々な症例に対して服用可能な薬が存在する。しかしながら、使用可能な薬に関する情報が適切に提供される仕組みが整備されていない現状においては、うっかりドーピングによる違反となることを回避するため、薬の服用を避けた結果、必要以上に体調を崩してしまう等の事例が発生しているのが実情である。

薬に関する専門的な知識を有する薬剤師が、ドーピング防止規則を把握したうえで、個々の競技者の

症状に対応した使用可能薬に関する情報提供を行う体制を整備することができれば、うっかりドーピングの発生を防止することができるのみならず、競技者のコンディション作りに大いに役立てることができる。

また、近年、ドーピング検査実施件数の増大により、検査対象が拡大している状況に対応して、都道府県や各種競技団体等では、国民体育大会や各競技種目の主要競技大会等のドーピング検査実施が想定される競技会に向けての教育啓発活動や年間を通しての教育啓発活動の推進が求められる状況になっている。これらの教育啓発活動及び年間を通しての活動においては、使用可能薬等に関する情報提供や、体調を崩した場合の相談窓口としての薬剤師の活躍が期待されている。

このような状況を受けて、(公財)日本アンチ・ドーピング機構では、(社)日本薬剤師会の協力を受け、「公認スポーツファーマシスト認定制度」を立ち上げた。この制度では、薬に関する専門家である薬剤師にドーピング防止規則を習得して頂き、専門的な視点からドーピング防止規則違反を問われる薬や、使用可能な薬についての適切な情報提供をして頂くことを目標としている。

この制度を背景として、全国にドーピング防止規則に精通した薬剤師が生まれることにより、競技者のレベルを問わず、適切な情報を得ることが可能となり、感冒薬等が原因のうっかりドーピング違反がなくなることを目標としている。